

医第1197号
令和7年12月18日

島根県医師会長 様
各都市医師会長 様
島根県助産師会長 様
県内各病院管理者 様
(松江市除く)

島根県健康福祉部長
(医療政策課)
(公印省略)

手数料見直しに伴う手数料の額の改定について（通知）

本県の医療行政の推進につきまして、平素から格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、物価の上昇等を踏まえ、別紙のとおり手数料の額について改定しますので、ご承知おきください。

担当：医事係 広瀬
TEL：0852-22-5609
FAX：0852-22-6040

令和 7 年度手数料改定(医療法関係手数料)

島根県手数料条例 第 2 条別表 15 の項

号		現行額	改正後額
(1)	医療法(昭和 23 年法律第 205 号。以下この項において「法」という。)第 7 条第 1 項の規定に基づく病院の開設の許可を受けようとする者	41,000 円	47,800 円
(2)	法第 7 条第 1 項の規定に基づく診療所の開設の許可を受けようとする者	18,000 円	21,200 円
(3)	法第 7 条第 1 項の規定に基づく助産所の開設の許可を受けようとする者	11,000 円	12,600 円
(4)	法第 27 条の規定に基づく病院の検査を受けようとする者		
	ア 実地検査を行わない場合	8,000 円	9,400 円
	イ その他の場合	43,100 円	49,400 円
(5)	法第 27 条の規定に基づく診療所の検査を受けようとする者		
	ア 実地検査を行わない場合	3,200 円	3,900 円
	イ その他の場合	22,100 円	25,000 円
(6)	法第 27 条の規定に基づく助産所の検査を受けようとする者		
	ア 実地検査を行わない場合	3,000 円	3,600 円
	イ その他の場合	16,000 円	18,000 円

※施行期日：令和 8 年 4 月 1 日